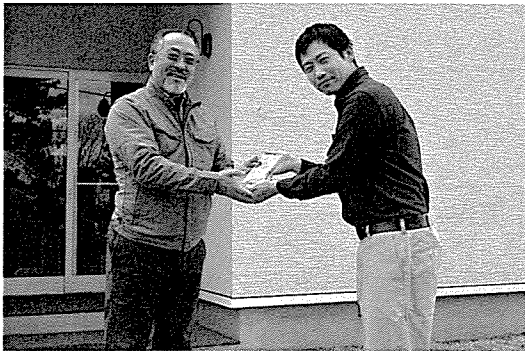


令和6年度 オホーツク優良農村青年表彰



オホーツク優良農村青年表彰受賞者が決定となり、今回、網走市からは乾龍馬さんが受賞されました。この表彰は、オホーツク農業委員会連合会が主催するもので、過去3年以上農業経験を有する農村青年で将来も継続して農業を営むと認められ、農業技術の普及推進及びグループ活動の指導能力を有し、他の模範となる方を対象として毎年実施されています。今回は、管内各市町村から乾さんを含む11名の方が表彰されました。

農地の賃借料情報を公表しています

平成21年度に廃止された「標準小作料制度」に代わって、農地法の規定に基づく賃借料情報を公表しています。この賃借料情報は、前年1年間の賃借料の実勢値を集計・平均したものです。農地の賃借料を決定する際の参考額としてご活用ください。

(※100円未満の額は四捨五入)

作物	地区	令和6年の賃借料(円/10a)				前年の平均額	備考
		平均額	最高額	最低額	件数		
普通畑	市	6,500	10,900	4,100	10件	5,800	東網走、呼人、八坂、天都山、潮見、向陽ヶ丘、明治、二ツ岩
	東	8,000	10,800	3,900	14件	8,600	稲富、山里、昭和、藻琴、鱒浦、豊郷、中園
	南	8,100	10,800	3,800	27件	7,100	北浜、丸万、実豊、音根内、浦士別、栄、清浦
	西	6,700	10,900	4,500	21件	7,200	二見ヶ岡、嘉多山、越歳、卯原内、能取、平和、美岬
	全地区	7,400	10,900	3,800	72件	7,600	

農地の相続の際には相続登記が必要です

農地を含む財産を相続する際には、様々な手続きが必要となりますが、その一部として登記関係の注意事項をご紹介します。

○不動産(土地や建物など)を相続した場合は、令和6年4月1日から相続登記が義務化されていますので、相続を知った日から3年以内に登記をする必要があります。また、過去に相続をした場合も令和9年3月末までに登記をしなければなりません。

※正当な理由なく登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料が課せられます。自分で相続登記ができない場合は、司法書士などの専門家に相続登記申請の依頼をすることもできます。

○相続を放棄される場合は、亡くなったことを知ったときから3ヵ月以内に家庭裁判所に申述が必要となります。

※家庭裁判所への申述の手続きを行わなかった場合は、全ての権利や義務が引き継がれます。

※相続登記は、農業委員会では手続きができないことから、法務局か専門家にご相談ください。

編集
文責

網走市農業委員会(農政常任委員会・事務局)

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地 3階17番窓口
電話: 0152-43-2030(直通) FAX: 0152-43-2957
E-mail: ZUSR-NOGYO@city.abashiri.hokkaido.jp

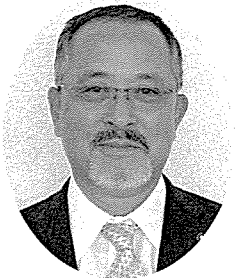
網走市 農業委員会だより

今後の農業の展開について

網走市農業委員会

会長 山田 健一

第64号
令和7年7月発行



盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より農業委員会の活動に対し特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年の農業の状況としては、春先の融雪の遅れから、馬鈴しょの植え付けは平年と比べ3日遅く終了しましたが、てん菜は1日早く、豆類の播種は平年並みで終わりました。また、5月末段階の生育状況は、植え付け作業の遅れにより、馬鈴しょの萌芽で3日、秋まき小麦で1日、二条大麦と春まき小麦で3日いずれも平年より遅い状況ですが、一方、てん菜は1日早く、大豆や牧草は平年並みであり、作物により差はありますが、おおむね順調な生育状況となっています。なお、オホーツク海側の6～8月の3ヶ月予報では、気温は高く、降水量は平年並の予報となっており、今後の順調な生育を期待しているところです。

さて、最近の農業行政では、4月11日に「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、この計画に基づく施策には、注視をしていく必要があると考えています。

また、農業情勢としては、市場での米不足により米価が高騰し、その対策として政府備蓄米が放出されました。近年、網走市でも試験的に米を栽培している生産者がいますが、水耕栽培ではなく畑で稲を栽培する陸稲で、全国的にもこの陸稲が注目され始めています。網走市の農業の現状としては、麦、てん菜、馬鈴しょの畑作3品が主力ですが、シストセンチュウ類の影響による馬鈴しょの種芋不足や近年の猛暑による寒冷作物の被害などもあり、陸稲も含めた新規作物の今後の展開には期待をしているところです。

また、令和7年3月末に網走市において地域計画が策定されました。このことにより、4月以降は農地の権利移動の仕組みが変わり、原則、農地バンク(北海道農業公社)経由になりました。今号の3ページに改めて特集記事を載せていますので、是非ご一読ください。

最後に、皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、本年も実り豊かな出来秋を迎えられますよう心からご祈念申し上げます。

農業委員の活動状況等(令和7年1月～令和7年6月)

◆ 市長との意見交換会を開催しました



日時: 令和7年1月24日(金) 午後4時より

場所: オホーツク文化・交流センター 3階

学習室A・B・C

1月24日(金)、水谷市長と農業行政に関する意見交換会を開催しました。この意見交換会は、農地利用の最適化の推進に資することを目的に平成28年度から開催しており、今回で9回目となります。当日は「新規就農者・担い手労働力確保対策」や「ジャガイモシロシストセンチュウ対策」などを含む合計9項目のテーマで実施し、出席した委員からは、それぞれのテーマが抱える課題に対応するための提案などがあり、市長と活発な意見交換が行われました。

◆ 全国農業委員会会長大会へ参加しました

日時：令和7年5月28日（水）午後1時より 場所：渋谷公会堂（東京都）



今回の大会は「地域計画の実現により持続可能な農業・農村を創るために」をスローガンとして、全国各地の農業委員会会長など約1,800人が東京都の渋谷公会堂に集まりました。

当日は、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案を決議するとともに、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に組織を挙げて取り組むための申し合わせ決議を行いました。

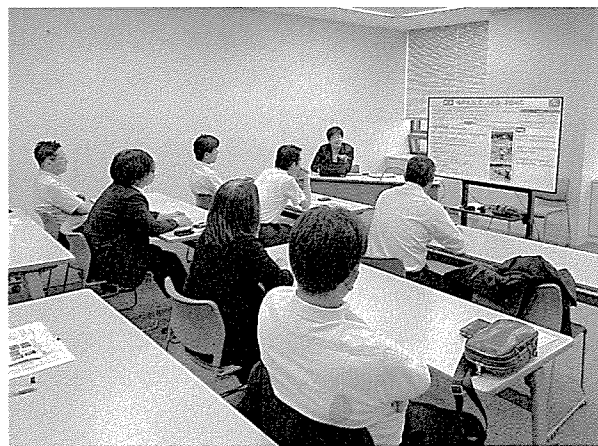
また、大会前日には北海道選出国議員に対し、今後の農業施策と予算に関して要望活動を行ってきました。

◆ 道外農業行政視察を実施しました

日時：令和7年6月10日（火）～6月13日（金）

場所：① 石川県農 林水産部 金沢市（石川県）

② 株式会社ペントフォーク 福井市（福井県）



【石川県庁の会議室】



【ペントフォーク直営のレストラン】

今年の道外視察は、会長を筆頭に農業委員6名と事務局職員1名の合計8名が参加し、上記の日程で2カ所を視察しました。

①石川県農林水産部では、石川県の農業の概要に加え、令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び令和6年9月に被災した奥能登豪雨による農地の被害状況やその後の営農継続支援対策などについて、担当部署から直接話を聞くことができました。

農地や水路等の基盤の復旧、営農の運転資金や雇用への支援、機械や設備に関する支援、作付け等に関する支援など、営農を再開、継続することができるよう様々な支援を行っているということでした。

被災から1年以上経過した今もまだ、復興の途中ということであり、一日も早い完全復興を心よりお祈りいたします。

②株式会社ペントフォークは、お米を中心とした生産、加工、販売の取り組みに加え、そのノウハウを生かした農業の6次化コンサルタントも行っている企業であり、その先進的な取り組みについて視察を行ってきました。

米粉専用米である長粒種などを自社栽培しており、長粒種の特徴としては、食物繊維が豊富かつ収穫量が多いとのことで、米粉特有のグルテンフリー商品に注力しているとのことでした。

直営のレストランや米粉を使用したパンの販売、手作り総菜やお弁当の販売も行っており、現在は軌道にのり経営は順調ですが、令和2年に加工工場が完成した頃は、コロナの影響による売上の減少により大変苦労をしたとのことでした。

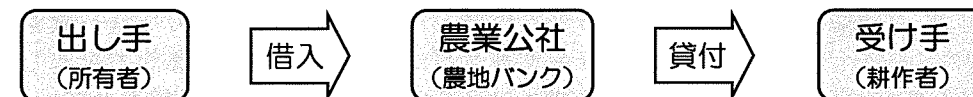
今回の視察では、改めて災害の恐ろしさを感じるとともに、その復興には粘り強い支援に加え、膨大な時間が必要ということ、また、6次化の成功事例である企業を直に見て感じる事ができ、大変参考になる視察となりました。

農地の売買・賃貸借等について

国の法改正により、所有権の移転（売買等）や利用権の設定（賃貸借等）の手続きは、原則として農地中間管理機構（北海道農業公社）を経由した方法に変更となりました。

【権利移動のイメージ】

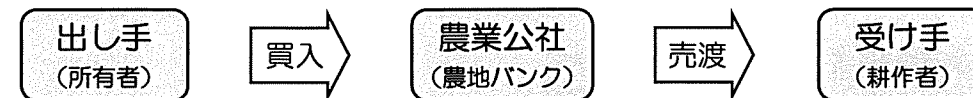
●賃貸借（農地中間管理事業）



※当面、賃貸借の手数料は無料ですが、いつまで無料期間が継続されるかは公社が決定します。

●売 買（即売タイプ・貸付タイプ）

○即売タイプ



※即売りタイプは、受け手へ農地中間管理機構から賃貸することなく即売渡しの形式です。

○貸付タイプ



⇒ 売買における手数料は、『即売タイプ』では「出上手」が農地価格の2%、「受け手」が農地価格の1%となります。『貸付タイプ』では「出上手」が農地価格の2%、「受け手」の手数料はありませんが、貸付料として農地価格の1%を貸付期間中は毎年支払う必要があります。

※今までの農地保有合理化事業では、受け手の貸付料の一部が返金されていましたが、令和6年4月以降は貸付料が1%に低減されており、貸付料の一部返金の制度はなくなっています。

【変更のポイント】

●「農用地利用集積計画」を活用した農地の権利移動は廃止されました。

⇒ 今まで地区農業委員のあつせんにより農地の売買・賃貸借等を行っていた「農用地利用集積計画」は廃止され、北海道農業公社を経由する方法に変更となりました。

※公社事業での売買については、税の特別控除（800万円控除など）を活用することができます。

●地域計画の区域内における農地の権利移動は、原則として北海道農業公社経由となり、地域計画の区域外（市街地の農地の一部）においては、農地法第3条に基づく申請となります。

⇒ 地域計画は国の各種補助事業に紐づいており、地域計画の区域内での農地の権利移動は、原則、北海道農業公社経由となるため、区域内において農地法第3条申請での農地の権利移動を行うと、市の地域計画自体の整合性が取れなくなり、地域計画区域内の農地全ての各種補助事業に影響が出る恐れがあるためです。

※経営移譲など一部例外もありますので、農業委員・農業委員会事務局にご相談ください。

●北海道農業公社経由の農地売買では、所有権の移転登記は「北海道農業公社」が実施します。ただし、所有権の移転登記に当たり、登記簿の住所が現在と違う場合や登記地目が農地以外など、売買前に登記記載事項の修正が必要な場合は、事前に前所有者（出上手）が登記の修正を行う必要があります。

⇒ 今までは、事前の住所変更や地目変更等は、旧制度に基づき市が嘱託登記事務を行っていましたが、新しい制度では、市にはその権限がないことから同事務を行うことができなくなりました。売買前の登記簿記載事項の修正は弁護士や司法書士に依頼するか、自分で行うことになります。

全国農業新聞

全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。毎週金曜日の発行で、経営とくらしに役立つ一週間の情報が、わかりやすいよう解説的にまとめられています。また、家族全員が楽しめる記事や各都道府県支局の地方版の記事も充実した内容となっています。

※購読料：月額700円（送料、税込み）購読申込みは農業委員会事務局 まで